

平成31年度 社会福祉法人輪之内町社会福祉協議会事業計画

基本理念 — 第3期輪之内町ささえあいプラン —

もっとぬくもりのあるささえあいのまちをめざして

基本目標 — 第3期輪之内町ささえあいプラン —

1. あなたの思いを地域に生かす
2. 様々な生活支援を受けやすいまちをつくる
3. みんなが安全・安心に暮らせるまちをつくる

【基本方針】

我が国は、豊かな社会へと歩みを続けてきました。しかし、この国の地域と社会に大きな変化が現れています。

いま、日本では自己責任論と共に蔓延する「社会的排除」と「分断化社会」が問題となっています。政府が掲げる「一億総活躍社会」ですが、現実には子供や若者の貧困が深刻な社会問題となっています。また、現役と高齢者の世代間、正規と非正規の雇用形態間、地方と大都市間の格差等々で格差社会が形成されつつあります。

この分断化社会を、もとのようにどのように繋いでいくか、大きな問題が横たわっていると思います。

また、加齢、病気、家族の介護、失職、離別など、誰にでも起こる出来事が絡み、生活基盤も繋がりも失くした人が、地域から孤立し、困窮に陥ることが少しずつ増加しています。人口減少の中でこうした事態が放置されれば、地域は活力を失い、衰退していくことが目に見えています。

これまで、社会福祉法人としての社会福祉協議会は、行政と連携し、また地域の人々と手を携え、地域福祉を支えてきました。しかしながら我が国が抱える社会問題は山積みとなっています。特に、子供が少なく高齢者が多くなり人口が減っていく少子高齢化問題、次に、貧困格差。日本は、貧困率が世界第4位と貧しい国です。富める人と低所得者の差がますます広がって格差が広がっています。原因は、非正規雇用者が多いということです。併せて母子父子家庭が増えたこともあります。更に若い人の年収が増えないこともあります。また、子供の貧困も増加しています。これらが貧困格差問題です。ほかにも様々な社会問題が存在しています。

こうした状況のなかで、社会福祉協議会は、常に福祉の原点に絶えず立ち返りながら福祉の担い手としての存在感を高めていく必要があると考えます。

本会も「第3期輪之内町地域福祉計画・地域福祉活動計画」により、引き続き、計画の目標達成に向けて事業の確実な推進を図ってまいります。

また、指定管理を受けている輪之内町デイサービスセンター、輪之内町児童センターの管理について平成36年3月31日まで、引き続き指定管理事業を実施してまいります。

本会の重要な課題であります、財源の確保や経費削減の取り組みは今年度も継続し、財政基盤充実に向け、あらゆる取り組みを積極的に行ってまいります。

今後も、輪之内町社会福祉協議会は、町民の皆様の暮らしに寄り添い、生活への支援の充実を一層図ってまいります。

【目 標】

【 みんなでささえあい、安心して暮らせるまちづくり 】

今年度の目標は、「みんなでささえあい安心して暮らせるまちづくり」です。いま、地域福祉に求められているのは「住民の力による地域づくり」です。これを実現するには、「地域住民一人ひとりの力」を高めることが不可欠です。社会福祉協議会が皆さんと共に福祉課題を認識し、活動することです。そして、「皆さんにやはり社協だね」と安心感を持っていただけるように取り組んでまいります。具体的には、次に掲げる事業を通じ、目標を達成することを目指します。

また、地域共生社会の実現に向け、本会の事業・活動を進めるためのプランとして、総合相談・支援体制の強化、地域づくりのための活動基盤整備、行政とのパートナーシップ掲げ、地域に暮らすあらゆる住民が役割を持ち、支え合う地域づくりのための事業展開を図ります。

- ①近隣たすけあいネットワーク事業による住民主体の福祉活動を強化・支援します。
- ②多様なボランティア活動の人材、活動の推進を図ります。
- ③総合相談（心配ごと・子ども・法律・生活困窮）事業を強化し、困りごとに対応します。
- ④障がい者の地域社会での自立支援及び社会参加を推進します。
- ⑤行政と協力・連携を図り、住民、子ども、高齢者、障がい者を含む、地域包括ケアシステム、地域支援事業等介護保険事業の重層的な取り組みを図ります。
- ⑥民生委員児童委員、区長、福祉委員、その他の関係団体との連携を強化し事業を推進します。
- ⑦福祉講座を開催し、皆さんの生活課題に関わる講座を開催します。
- ⑧成年後見制度の周知に努めます。

平成31年度 主要事業

1 社会福祉協議会組織の充実と強化（法人運営）

（1）会員会費の確保と自主財源の確保

- ①一般会員 1口500円、
賛助会員 1口1,000円、特別賛助会員 1口5,000円

（2）理事会・評議員会等の開催

- ①執行、議決機関として開催をします。
- ②定時評議員会（6月開催）を開催します。
- ③理事会、評議員会の合同会議を計画します。

（3）苦情の解決

- ①第三者委員と連携し、苦情の早期解決を図ります。

（4）関係機関との連携・強化

- ①県社会福祉協議会・町および関係機関・福祉団体との連携強化を図ります。

（5）広報PR活動の展開・情報公開

- ①広報誌「社協の窓」を発行します。
年4回（6・9・1・3月）
- ②魅力あるホームページを制作し、情報を発信します。

（6）研修会・イベント等への参加協力

- ①ふれあいフェスタに参加します。
（共同募金、福祉機器展示、福祉標語・ポスター）
- ②千本桜まつりに参加します。（たんぽぽの里）
- ③各種機関・団体が主催する研修事業に参加します。

（7）福祉団体に対する育成・事業協力

- ①福祉事業の実施団体に対する育成支援を図ります。

（8）職員研修の実施

- ①職員の資質向上、スキルアップを図ります。
- ②県社協等が実施する研修事業等に参加します。

（9）適正な人事管理の運営

- ①適切な定員管理及び人事配置を行います。
- ②人事考課を実施し、適正評価を図ります。

③就職・転職フェアに参加し、職場理解と職員採用を図ります。

(10) 事務局体制の強化

- ①地域福祉に関する活動を活性化します。
- ②運営の透明性と情報開示の強化します。

(11) 福祉活動団体等への助成

- ①地域福祉事業団体等の活動支援に助成します。

2 福祉事業の推進

(1) ひとり暮らし高齢者等交流会（ふれあいサロン）の開催

- ①ふれあいサロン 年6回開催します。
- ②日帰り研修を実施します。（11月を予定）

(2) ふれあい交流会（ひまわりサロン・お元気サロン）の開催

- ①仲間づくりの場、居場所づくりの場として事業を計画します。
 - ・ひまわりサロン 年6回開催
 - ・お元気サロン 3地区、年3回開催

(3) 心身障がい者（児）への車いすの貸出（無料）実施

(4) 給食サービス、理容サービスの実施

- ①給食サービス 年12回実施
- ②理容サービス 年6回実施

(5) 母子父子家庭等中卒者激励訪問事業の実施

- ①図書券の贈呈（2月実施予定）

(6) 合同福祉委員会（区長、民生委員児童委員、福祉委員）の開催

- ①5月開催予定

(7) ホットステーション「わのうち」での事業・運営（一部町受託）

- ①サロンを開設します。
 - ・月曜日～金曜日 イオンタウンで実施 野菜・福祉製品等の販売
 - ・相談事業（健康・福祉・栄養）、保健センター職員協力
 - ・仲間づくり、居場所づくりとして場の開設

(8) 高齢者生き甲斐事業の実施

- ①日帰り研修（上半期に実施）

(9) 近隣たすけあいネットワーク事業の実施

- ①民生委員児童委員、区長、福祉委員によるネットワーク事業の活動支援及び活性化を図ります。
- ②地域での支え合い（交流事業）
- ③見守り活動
- ④特別助成事業（社会福祉充実計画事業）

(10) 福祉きらきら講座の開催

- ・福祉活動功労者に係る表彰
- ・福祉講演会の開催

(11) 地域福祉講演会の開催

- ①皆さんの生活課題に関わる講演会を開催します。

3 援助活動の推進

(1) 総合相談事業として以下の事業を実施

- ①法律相談（顧問弁護士） 月1回（20日）
- ②一般相談（民生委員児童委員） 月1回（10日）
- ③子ども相談（主任児童委員・民生委員児童委員） 月1回（第2土曜日）
- ④生活困窮者相談（町、県社協と共に）
- ⑤福祉サービス相談 随時実施

(2) 日常生活自立支援事業の実施

- ①県社協受託事業として以下の内容で実施します。
 - ・福祉サービス利用援助
 - ・日常的金銭管理サービス
 - ・書類等預かりサービス

(3) 成年後見制度相談支援の実施

- ①判断能力が不十分な方の日常生活を法律的に保護するための相談業務
- ②行政と連絡調整の実施
- ③成年後見制度説明会の開催

(4) 婚活事業の実施

- ①輪之内町の受託事業として実施（出会いの機会の創設、提供）します。
- ②県と婚活に対して連携を図ります。

(5) 生活福祉資金貸付事業の実施

①貸付、受付、償還に関する相談、県社協との連携しながら行います。

(6) 高齢者被害防止事業の推進

①高齢者虐待・消費者被害の防止及び関係機関との連携による早期対応

(7) 緊急食糧等支援事業（フードバンク）の実施

①県社協と連携し、緊急に食糧が必要な方々に食糧を提供します。

4 ボランティア活動事業の運営

(1) ボランティア活動の推進・充実

①ボランティア活動保険の加入手続きを行います。

②ボランティア活動の広報活動を行います。

③災害時のボランティアセンター開設運営（町防災計画）を行います。

(2) ボランティア活動の育成・支援

①ボランティア連絡協議会の支援

・ボランティア団体の連携強化を図り、活動発展を目指します。

②災害ボランティアコーディネーター連絡会の支援

・実技講習等の研修会事業開催（コーディネーターの育成）委託

③ボランティア人材の育成・確保を図ります。

④ボランティア団体の活動の活性化を図ります。

⑤地域住民参加型ボランティアの育成を図ります。

(3) 福祉教育の推進

①学校と福祉教育に係る協議の場の設置

②福祉読本の制作、配布（2か年事業）

③福祉に係る作文の募集（対象…中学校）及び表彰を行います。

④福祉ポスターの募集及び表彰を行います。

5 介護予防・生活支援サービス事業の推進

(1) 生活支援事業（以下の事業）の実施

①軽度生活支援事業

②生活支援事業（地域見守り・給食サービス・サロン事業）

③総合相談事業（高齢者の相談支援・実態把握）

④高齢者生きがい活動支援通所事業

(2) 家族介護支援事業

①家族介護者に会長表彰（表彰基準に合致）を行います。

6 介護保険事業の推進

(1) 通所介護事業（輪之内町デイサービスセンター）を輪之内町から指定管理受託

- ①介護保険制度における通所介護事業の運営・経営・管理
- ②介護保険制度における総合事業通所型サービスA事業の運営・経営・管理

(2) 居宅介護支援事業（ケアマネステーションわのうち）の実施

- ①介護保険制度における居宅介護支援事業の運営・経営・管理
- ②職員4名体制で実施
- ③介護保険法に基づく居宅介護支援計画書の作成
- ④介護保険法に基づく居宅介護予防支援計画書の作成
- ⑤介護保険各種申請代行
- ⑥認定訪問調査受託
- ⑦給付管理業務
- ⑧住宅改修に係る理由書の作成
- ⑨福祉用具購入費支給申請書の作成
- ⑩介護相談

7 障害者総合支援事業の推進

(1) たんぼぼの里事業（就労継続支援B型、生活介護の多機能型施設）の運営

- ①就労支援 定員：11名（平成19年7月1日開所）
- ②生活介護 定員：9名（平成26年7月1日開所）
- ③月曜日～金曜日（土・日及び国民の祝日並びに12月29日から1月3日は除く）
- ④自主製品（タオル・エコバッグ等）の販売
- ⑤受注作業、施設外就労、受託業務の実施
- ⑥施設利用者の福利・交流研修事業の実施（参加、委託）
- ⑦施設利用者の募集

8 児童センター指定管理運営事業

(1) 児童センターの管理運営事業（輪之内町からの指定管理受託）

- ①児童の健全育成活動の拠点
- ②火曜日から土曜日（午前9時から午後5時）
- ③利用料金 無料
- ④定期的に各種行事を計画、開催
- ⑤人形劇、舞台劇の開催

⑥おもちゃ病院（ふれあいフェスタ開催時）

（２）コミュニティ・ママ事業の実施

①利用者（対象…小学校３年生までの保護者、妊産婦）

②利用料金 平日：１時間７００円 土・日・祝日：１時間９００円

９ 募金活動の実施

（１）共同募金事業の主旨・内容を説明、周知、理解を深め、目標額を定め募金活動を実施

①輪之内町分会役員会を開催（共同募金運動等の計画協議）

②共同募金運動（赤い羽根募金・歳末たすけあい募金）の実施

③岐阜県共同募金会輪之内町分会団体事務の実施

・配分申請、連絡調整、義援金の受付実施

１０ 社会福祉充実計画による事業実施

（１）計画対象期間（平成２９年度～３４年度）

（２）社会福祉充実残額が生じたので３事業を実施します。

①近隣たすけあいネットワーク事業

②高齢者生き甲斐事業

③人材確保事業